

憲法九条、世界平和の道しるべ

文学部元教員 小牧 純爾

ある頃、学術調査のため、南太平洋のツアモツ諸島のレアオ島に滞在したことがある。総人口が二百数十そここの環礁の島で、東方には遠く大洋を隔ててイースター島があるだけという絶海の孤島である。この島にフランス軍の気象隊が駐留していた。ちょうどフランスがムルロア環礁で核実験をやっていた頃のこと、核爆発の灰が約千キロ離れたこの島にも飛来する危険があったため、気象観測に加え、万一の際の島民誘導のための小隊が駐留していたのである。島には島民全員を収容できる巨大なシェルターが建っていた。

このフランス気象隊からパーティーに招かれた。その際、まだ若い隊員から「戦争放棄を謳った日本の憲法を尊敬している」と聞かされ、虚をつかれた私は絶句した。核抑止論のフランスの人間で、仮にも軍に所属している人間から、日本の平和憲法への賞賛を聞かされようとは思ってもいなかったからである。市民と政府に乖離があるのはどこの国も同じなのかと、変に納得した覚えがある。30年も昔の話である。

現代の戦争では、兵士のみならず市民が必ず犠牲になる。この意味で、どこの国であれ、市民が生存権にもとづき、戦争に反対するのは当然のことである。また、どの国の市民もこの点では共通の立場におかれており、全世界の市民が等しく戦争を忌避する要求を持っていると私は考えている。しかし、多くの国の政府がこうした市民の平和への期待を裏切っている。それだけでなく、戦いを忌避する市民同士を殺し合う立場に追いやっているのが現実である。こうした状況の中で、多くの国の市民が国の戦争政策を批判し、戦争反対の声を上げ、重要なことだが、他の国の市民と連帯する行動を起こし始めている。例えば、インドとパキスタンは国どうしが対立し、核装備をめぐる確執を繰り返している。しかし、パキスタンの市民団体がインドの平和会議に参加し、一緒に協議している。政府どうしは戦争寸前の状態にあっても、両国市民の間には確かな信頼関係と連帯が保持されているのである。

国の政策はどうであれ、戦争を排し平和を実現しようとする市民の勢力は確実に増加してきている。アメリカにおいてもそうである。言語学者のチョムスキーは、イラク戦争以降、市民同士が平和について語る事が遙かに容易になっており、ベトナム戦争の時代とは違ってきていると希望を持って語っている。フランスとドイツはイラク戦争に反対し、米・英両国政府に同調しなかった。これらの国の市民の戦争反対の声が政府に大きな圧力となったことは言うまでもない。イラク戦争に反対した既定事実がある以上、フランス・ドイツ両国の政府は今後ともこうした侵略戦争に手を染めることは出来なくなっている筈である。スペインも同じである。これは市民の力が歴史を変えた輝かしい出来事であると私は考えている。

イラク戦争が始まった頃、アメリカのTVニュースが、戦争反対の集会に参加していた小学生とおぼしい少女が「イラクの子供の人権はどうなるの」と叫んでいる姿を伝えていた。私はこの言葉に深い感動を覚えた。この言葉は、戦争が人の生存権の侵害であること、そして、あらゆる国の市民どうしが生存権の確保のために連帯するべきであることを見事に言い当てている。アメリカ草の根デモクラシーの成果であろう。イラクの子供に対する

共感を、単なる心情の発露としてではなく、「基本的人権侵害の告発」として発想することは簡単に出来ることではない。ちなみに、日本の小学生でこうした捉え方の出来る子供が何人いるだろうか。はたまた、金沢大学の学生にこうした分析視点を持つ学生が何人いるであろうか。

戦争による殺戮を否定し、戦力を排除することはすべての人間の生存権に関わる問題である。戦争放棄と戦力否認は日本の市民だけでなく、世界のすべての市民の期待に沿った普遍的な理念なのである。日本国憲法九条はこうした理念の法制化であり、フランスの気象隊員がいみじくも述べたように、平和を実現するための「道しるべ」の役割を果たしているのである。私たちは日本国憲法九条を、日本の国内政治の問題としてだけでなく、世界平和の問題として守り抜く義務を負っている。私はそう信じている。